

8. 帰国前に必要な手続き

8-1

部屋の退去手続き

1. マンションやアパートなどに住んでいる場合

マンションやアパートなどに住んでいる人は、退去日の1～2ヶ月前までに、家主と管理会社に、退去日を連絡してください。退去するときは、部屋をきれいに清掃してください。退去日の連絡が遅くなった場合や部屋の状態が極端に悪い場合は、お金を余計に支払わなければならないことがあります。

ガス・電気・水道などの公共料金については、事前に、各会社に退去日を連絡して、料金の精算をしてください。

2. 福岡教育大学の寮に住んでいる場合

福岡教育大学の寮に住んでいる人は、退去日の1ヶ月までに、連携推進課に連絡してください。

8-2

市役所・区役所・町役場での手続き

自分が住む地域の市役所（または区役所や町役場）に行って、以下の手続きをしてください。

◆市役所、区役所、町役場は、月～金曜の午前9時～午後5時まで（土曜・日曜・祝日は休み）です。

届出に必要なもの

パスポート、在留カード、保険証（国民健康被保険者証）

1. 転出届の提出

転出届を提出してください（国外転出の届け出）。

2. 国民健康保険の解約

国民健康保険の解約手続きをして、保険証（国民健康被保険者証）を返却してください。

8-3

銀行口座の解約

銀行に、通帳とキャッシュカードを持って行き、銀行口座の解約手続きをしてください。

ガス・電気・水道などの料金を「口座引き落とし」にしている人は、料金の精算が済んでいるか（料金が引き落とされているか）を確認した後で、解約してください。

奨学金を受給している人は、最後の奨学金が振り込まれているかを確認した後で、解約してください。

8-4

その他の解約手続き

事前に、インターネットの解約手続きや、携帯電話の解約手続きをしてください。

8-5

在留カードの返却

出国するときに、在留カードを出入国在留管理局に返却します。